

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の定年等に関する条例

〔昭和 60 年 3 月 16 日〕
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 28 条の 3 並びに第 28 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条に定める職員の定年等に関する事項については、長野県の職員の定年等に関する条例（昭和 59 年長野県条例第 1 号）を準用する。この場合において「知事」とあるのは、「企業長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。